

行政処分について

年度	法人名	事業所名	事業種別	指定年月日	処分内容	処分の原因となる事実	欠格事由該当者※	処分日	返還金
27	コキア合同会社	放課後等デイサービスピエント	児童発達支援 放課後等デイサービス	H25.7.1	指定取消し	不正請求 虚偽の答弁 不正の手段による指定申請	代表社員 管理者	H27.6.30	29,960,757円
	有限会社のぞみ	デイサービスのぞみ	放課後等デイサービス	H25.4.1	指定取消し	不正請求 虚偽の答弁 不正の手段による指定申請	取締役 旧取締役 管理者	H28.3.31	45,607,055円
28	有限会社パル	第2ニコニコあみきハウス	児童発達支援 放課後等デイサービス	H27.4.1	指定取消し	不正請求 虚偽の答弁	代表取締役 取締役 管理者	H29.1.31	10,235,220円
29	一般社団法人 日本福祉協議機構	能力探求スクール ジーニアス植田校	放課後等デイサービス	H29.8.1	一部の効力停止 (6月新規受入停止) H30.4.1～9.30	不正請求 虚偽の答弁 不正な手段による指定申請	なし	H30.3.20	1,605,337円
		能力探求スクール ジーニアスラポ平手校	放課後等デイサービス	H28.11.1	一部の効力停止 (6月新規受入停止) H30.4.1～9.30	不正請求 虚偽の答弁	なし	H30.3.20	2,058,231円
30	株式会社ふあいん	ふあいん中川あじさい園	放課後等デイサービス	H29.12.1	指定取消し	不正請求 虚偽の変更届 不正な手段による指定申請	代表取締役 (管理者不在)	H30.9.11	4,309,943円
	株式会社 ダイアリークリエイト	だいありー	児童発達支援 放課後等デイサービス	H28.1.1	指定取消し	不正請求 虚偽の変更届 不正な手段による指定申請	代表取締役 取締役 管理者	H31.2.20	48,959,600円

※指定の取消し処分を受けた事業者は、指定取消しの日から起算して5年を経過する間は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができません。

また、欠格事由に該当する者が役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消しの日から起算して5年を経過する間は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができません。（児童福祉法21条の5の15第3項6号）